

健指第1568号
平成21年9月7日

各社会福祉施設等の管理者 様

千葉県健康福祉部長
(公印省略)

県内社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザへの対応に
ついて

このことについては、近時の患者発生数の拡大状況、新型インフルエンザの症状、社会福祉施設等の休業状況の国への報告の必要性等を踏まえて、平成21年5月19日付け千葉県健康福祉部長発健指第554号通知に、次の修正を加え、同通知の記2以下の部分を記のとおり変更しましたのでお知らせします。なお、同健指第554号通知（別添参照）は廃止します。

また、*¹社会福祉施設等において、利用者、職員において、*²インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に、その者を含め2名以上が*³次の条件を満たす場合は、速やかに、別添様式により管轄保健所に連絡し、必要に応じて指導・助言を受けてください。

- | |
|---|
| <p>*¹ 対象となる社会福祉施設等については、別紙を参照してください。なお、別紙に記載のない訪問系事業所等については、別紙様式による管轄保健所への連絡の必要はありません。</p> <p>*² 38度以上の発熱（ただし、年齢・基礎疾患・服薬状況などの影響で、高熱を呈さない場合があるため、37.5度以上で考慮してもよい。）かつ急性呼吸器症状（・鼻水若しくは鼻づまり、・のどの痛み、・咳のうち1以上）</p> <p>*³ 医師（嘱託医や主治医等）が診察し、臨床的にインフルエンザの感染が強く疑われること</p> |
|---|

1 「1 基本的な考え方」について

(1) 通所系施設

- ・患者が発生した市町村の区域にある施設について、臨時休業に係る記述を削除したこと。
(554号通知では、臨時休業を検討することとしていた。)
- ・利用者・職員に患者が発生した場合、サービス提供の縮小や臨時休業を検討すること。

(554号通知では、患者が発生した場合は、原則臨時休業(サービス提供の中止)としていた。)

(2) 訪問系事業所

・原則としてサービスの提供を継続すること。

(554号通知では、生命・健康維持に必要な者についてはサービス提供を継続することとしていた。)

2 新型インフルエンザの感染を疑う症状のある方の診療は、原則として、一般医療機関において行うこととなったこと、相談窓口が発熱相談センターから新型インフルエンザ相談窓口となったことから、「3 診療体制の変更」、「4 相談窓口について」を加えた。

3 県としての実態把握の必要性から、県所管課へ連絡する旨を加えた。

記

1 基本的な考え方

(1) 入所系施設について

施設等の管理者は、インフルエンザ様症状の利用者・職員が発生した場合には、原則として、新型インフルエンザの感染拡大の防止を図りながら、入所者への必要なサービスの提供を継続する。

(2) 通所系施設について

施設等の管理者は、インフルエンザ様症状の利用者・職員が7日以内に複数発生した場合には、嘱託医の意見(医師が配置されている施設においては当該勤務医の意見)及び管轄保健所等の助言等を基に、サービス提供の縮小や臨時休業(休業・学年閉鎖・学級閉鎖)を検討する。

ただし、他に代替する施設や訪問系のサービスがなく、生命・健康を維持するためにサービスの提供が必要不可欠な者については、職員及び通所者のマスク装着等の防護措置を徹底しながら、サービスの提供を継続する。

(3) 訪問系事業所について

施設等の管理者は、インフルエンザ様症状の利用者・職員が発生した場合には、原則として、新型インフルエンザの感染拡大の防止を図りながら、利用者への必要なサービスの提供を継続する。

なお、インフルエンザ様症状を有する利用者本人については、生命・健康を維持するためのサービス提供の必要性を考慮の上、当該利用者へ

のサービス提供の中断を検討する。

2 感染予防等の措置

①職員・利用者の感染予防

- ・職員は、うがい・手洗いを励行し、患者が発生した場合には、サージカル（不織布）マスクを装着する。また、濃厚接触者のいる部屋等への入室時にはガウン・白衣等を着用、手をアルコール消毒し、退室時にはガウン等を脱ぎ、サージカル（不織布）マスクの交換を行う。
- ・利用者についても、うがい・手洗いの励行、サージカルマスクの装着等、職員に準じた対応を図る。

②職員の健康状態のチェックの徹底

毎日、出勤前に発熱の有無等のチェックを行い、インフルエンザ症状を呈した職員は出勤を控える。

③利用者、外部からの施設来訪者の健康状態のチェックの徹底

入所者の日常、通所者の通所前の発熱の有無等のチェックや出入業者、面会者等、外部からの来訪者の健康状態を確認し、インフルエンザ症状を呈した通所者、出入業者、面会者の施設への立ち入りの防止等、適切な対応を図ること。

④事業継続体制の事前検討

職員が新型インフルエンザに罹患した可能性があり、職務に従事できなくなった場合を想定し、そのような場合にも事業を継続していくことのできるよう人員体制等を事前に検討しておくこと。

⑤その他

予防、発生時の対応等については、県庁ホームページに掲載している「社会福祉施設等における感染症対策の手引き」を参考にしてください。

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_sippe/9kannsennsyou/shafuku_tebiki/shafuku_tebiki.html

3 診療体制の変更

発熱など新型インフルエンザの感染を疑う症状のある方の診療は、原則として、季節性のインフルエンザと同様に一般医療機関において行うこととなりました。

受診に当たっては、季節性のインフルエンザが流行するまでの間は事前

に医療機関へ連絡し、その指示に従っていただくとともに、必ずマスクを着用するなど感染拡大の防止に努めてください。

かかりつけ医がない場合や受診する医療機関がわからない場合などは、次の「新型インフルエンザ相談窓口」にご相談ください。

4 相談窓口について

従来、感染の疑いのある患者に発熱外来の紹介等を行っていた「発熱相談センター」は、8月1日から「新型インフルエンザ相談窓口」となり、かかりつけ医がなく、受診する医療機関が判らない場合などの問い合わせに応じます。

相談受付時間 6時から22時（土日・祝を含む。）

電話043-223-4411 FAX043-221-5950

5 県所管課への連絡

臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖を含む。）を行う場合には、速やかにその旨を県所管課へ連絡してください。

【所管課一覧】		
施設	所管課	電話番号
救護施設 無料低額宿泊所	健康福祉指導課	043-223-2309
児童養護施設 放課後児童クラブ(学童保育) 保育所等	児童家庭課	043-223-2321
特別養護老人ホーム 小規模多機能型居宅介護等	高齢者福祉課	043-223-2237(在宅) 043-223-2350(施設)
障害者支援施設 障害児入所施設等	障害福祉課	043-223-2308(入所・通所) 043-223-2335(訪問)
短期入所 通所介護 訪問介護等	保険指導課	043-223-2386, 2395
介護老人保健施設等	医療整備課	043-223-3879

【県内保健所一覧】

1. 県保健所

※ 夜間及び土日祝日のご連絡は、**新型インフルエンザ相談窓口(043-223-4411)**にご連絡ください。

名称	所在地／電話番号	管轄市町村
習志野健康福祉センター (習志野保健所)	習志野市本大久保 5-7-14 電話:047-475-5151 FAX:047-475-5122	習志野市・八千代市・ 鎌ヶ谷市
市川健康福祉センター (市川保健所)	市川市南八幡 5-11-22 電話:047-377-1101 FAX:047-379-6623	市川市・浦安市
松戸健康福祉センター (松戸保健所)	松戸市小根本 7(東葛飾合同庁舎内) 電話:047-361-2139 FAX:047-367-7554	松戸市・流山市・ 我孫子市
野田健康福祉センター (野田保健所)	野田市柳沢 24 電話:04-7124-8155 FAX:04-7124-2878	野田市
印旛健康福祉センター (印旛保健所)	佐倉市鎚木仲田町 8-1(印旛合同庁舎内) 電話:043-483-1133 FAX:043-486-2777	成田市・佐倉市・ 四街道市・八街市・ 印西市・白井市・ 富里市・酒々井町・ 印旛村・本埜村・栄町
香取健康福祉センター (香取保健所)	香取市佐原口 2127 電話:0478-52-9161 FAX:0478-54-5407	香取市・神崎町・ 多古町・東庄町
海匝健康福祉センター (海匝保健所)	銚子市栄町 2-2-1 電話:0479-22-0206 FAX:0479-24-9682	銚子市・旭市・匝瑳市
山武健康福祉センター (山武保健所)	東金市東金 907-1 電話:0475-54-0611 FAX:0475-52-0274	東金市・山武市・ 大網白里町・ 九十九里町・芝山町・ 横芝光町

名称	所在地／電話番号	管轄市町村
長生健康福祉センター (長生保健所)	茂原市茂原 1102-1(長生合同庁舎内) 電話:0475-22-5167 FAX:0475-24-3419	茂原市・一宮町・ 睦沢町・長生村・ 白子町・長柄町・長南町
夷隅健康福祉センター (夷隅保健所)	勝浦市出水 1224 電話:0470-73-0145 FAX:0470-73-0904	勝浦市・いすみ市・ 大多喜町・御宿町
安房健康福祉センター (安房保健所)	館山市北条 1093-1 電話:0470-22-4511 FAX:0470-23-6694	館山市・鴨川市・ 南房総市・鋸南町
君津健康福祉センター (君津保健所)	木更津市新田 3-4-34 電話:0438-22-3743 FAX:0438-25-4587	木更津市・君津市・ 富津市・袖ヶ浦市
市原健康福祉センター (市原保健所)	市原市五井 1309 電話:0436-21-6391 FAX:0436-22-8068	市原市

2. 千葉市・船橋市・柏市の保健所

千葉市保健所	千葉市美浜区幸町 1-3-9 電話:043-238-1792、1793 FAX:043-238-9932	千葉市
船橋市保健所	船橋市湊町 2-10-18 電話:047-431-8988 FAX:047-436-3195	船橋市
柏市保健所	柏市柏 255 電話:04-7167-1254 FAX:04-7167-1732	柏市

(別紙)

対象となる社会福祉施設等

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター
- 通所リハビリテーション事業所
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- 介護老人保健施設

【生活保護施設】

- 救護施設
- 更生施設
- 授産施設
- 宿所提供施設

【ホームレス関係施設】

- ホームレス自立支援センター
- 緊急一時宿泊施設

【その他施設】

- 社会事業授産施設
- 無料低額宿泊所
- 隣保館
- 生活館

【児童関係施設等】

- 助産施設
- 乳児院
- 母子生活支援施設
- 保育所
- 児童厚生施設
- 児童養護施設
- 情緒障害児短期治療施設

- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 児童相談所一時保護所
- 婦人保護施設
- 婦人相談所一時保護所
- 母子福祉センター
- 母子休養ホーム
- 次の事業の実施施設等
 - ・ 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）
 - ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
 - ・ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 一時預かり事業
 - ・ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）
 - ・ 家庭的保育事業
 - ・ 妊産婦ケアセンター
- 【障害関係施設】
 - （障害者自立援法関係施設・事業所等）
 - 障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度包括支援事業を除く。）を行う事業所
 - 障害者支援施設
 - 地域活動支援センター
 - 福祉ホーム
 - 地域生活支援事業を行う事業所（日中一時支援事業・盲人ホーム等障害者が通所する事業に限る。）
 - 小規模作業所（地方公共団体より助成を受けているものに限る。）
 - （身体障害者福祉法関係施設）
 - 身体障害者更生援護施設（※）
 - ・ 身体障害者更生施設
 - ・ 身体障害者療護施設
 - ・ 身体障害者授産施設
 - 身体障害者社会参加支援施設
 - ・ 身体障害者福祉センター
 - ・ 盲導犬訓練施設
 - （知的障害者福祉法関係施設）
 - 知的障害者援護施設（※）
 - ・ 知的障害者更生施設
 - ・ 知的障害者授産施設

- ・知的障害者通勤寮
(精神保健福祉法関係施設)
 - 精神障害者社会復帰施設 (※)
 - ・精神障害者生活訓練施設
 - ・精神障害者授産施設
 - ・精神障害者福祉工場
(知的障害児施設等)
 - 知的障害児施設
 - 知的障害児通園施設
 - 盲ろうあ児施設
 - 肢体不自由児施設
 - 重症心身障害児施設
 - 重症心身障害児(者)通園事業実施施設
- (※)障害者自立支援法の規定によりなお従前の例により運営できるとされたものに限る。

また、児童関係施設等及び障害関係施設においては、別紙の施設と同様な業務を目的とする施設の施設長及び同様な福祉サービスを提供する事業の実施者についても、必要に応じ、衛生主管部局等関係機関と連携を図り、保健所への迅速な連絡及び協力についての周知を図ること。